

佐賀県選挙管理委員会告示第57号

佐賀県選挙管理委員会規程（昭和27年佐賀県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>（その他）<br/>第20条 この章に定めるもののほか、文書の処理及び管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）の例による。</p> | <p>（その他）<br/>第20条 この章に定めるもののほか、文書の処理及び管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）<u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</u></p> |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。